

第 4 7 号 議 案

新宿区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 1 0 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

## 新宿区特別区税条例の一部を改正する条例

新宿区特別区税条例（昭和 39 年新宿区条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 23 条第 1 項ただし書中「及び第 24 条の 3 第 1 項」を「並びに第 24 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに第 2 項第 4 号」に改める。

第 24 条の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 24 条の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 9 条第 1 号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が 95 万円以下である者に限る。））をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。）（退職手当等（第 36 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて、退職手当等に係る所得を有するものに限る。）若しくは特定親族（退職手当等に

係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。)を有するもの

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第 9 条第 1 号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第 48 条の 9 の 7 の 3 に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が 85 万円以下である者に限る。)を有するもの

第 24 条の 3 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 48 条の 9 の 7 の 3」を「第 48 条の 9 の 8」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に」を「同条第 1 項の規定による申告書に」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出する」を「同条第 1 項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

付則第 2 条の 3 中「から令和 9 年度まで」を「以後」に、「同条第 1 項」を「同項」に改める。

付則第 3 条の 4 中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

付則第 5 条の 2 中「附則第 7 条の 2 第 4 項」の次に「(法附則第 7 条の 3 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

## 附 則

### (施行期日)

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 23 条第 1 項ただし書、第 24 条の 2、第 24 条の 3 及び付則第 2 条の 3 の改正規定並びに次条の規定 令和 9 年 1 月 1 日
- (2) 第 20 条第 2 項並びに付則第 3 条の 4 及び第 5 条の 2 の改正規定 令和 10 年 1 月 1 日

### (特別区民税に関する経過措置)

第 2 条 前条第 1 号に掲げる規定による改正後の新宿区特別区税条例第 24 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した同号に掲げる規定による改正前の新宿区特別区税条例第 24 条の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

### (提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）の一部の施行による地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるため